

## 児童厚生員Ⅱ（会計年度任用職員）募集要項

項目	内容
1 職名	児童厚生員Ⅱ（会計年度任用職員）
2 募集人数	若干名
3 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第2号
4 任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
5 勤務職場	住吉児童館、谷塚児童センター、新栄児童センターのいずれか ※ 年度の途中を含め、いずれかの児童館・児童センターに勤務職場が変更になる場合があります。
6 職務内容	・乳幼児と保護者又は小学生等を対象とした事業の企画、運営等 ・その他施設の運営に関する業務
7 応募資格・求められる能力	・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けていること。 ・心身ともに健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行できること。 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができること。 ・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができるること。
8 勤務時間	週38時間45分勤務（週5日勤務） ・月曜日から土曜日：8時30分から18時00分までの間の7時間45分 <u>※谷塚児童センターは、日曜日・祝日の勤務あり。</u> ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
9 勤務しない日	・週休日（日曜日のほか、4週の期間において4日）（振替：無） <u>※谷塚児童センターは、水曜日のほか、4週の期間において4日</u> ・行事等により日曜日、祝日に勤務を割り振る場合あり ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）
10 休憩時間	45分
11 休暇等	次に掲げる休暇を取得できます。 (1) 年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2) 公民権の行使、慶弔休暇、産前・産後休暇などの特別休暇等があります。（※有給休暇と無給休暇があります。）
12 給料額	月額 239,454円～256,944円（地域手当込み） ・本市の同種同等の職務に従事する会計年度任用職員としての経験年数に応じて、経験加算あり。（上限あり） ・常勤職員と同様に通勤手当を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給 ・原則として月の1日から末日までの期間分を当月の21日に口座振込により支給
13 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入（又は市町村職員退職手当条例適用） 有 ※ 市町村職員退職手当条例が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

14 応募方法等	<p>申込書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。          申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。</p> <p>(1) 申込書類          会計年度任用職員申込書、資格証（コピー）</p> <p>(2) 申込期限          令和8年3月10日（火曜日）（消印有効）</p> <p>※ 持参の場合は申込期間の平日の8時30分から17時15分まで</p>
15 選考方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類選考及び面接選考</li> <li>面接の日時については、申込者本人宛てに別途連絡します。</li> <li>選考の結果については、申込者本人宛てに別途通知します。</li> </ul>
16 問い合わせ	<p>勤務職場の所属長・施設長又は下記担当者にお問い合わせください。</p> <p>草加市こども未来部こども青少年課 担当 児童・青少年係          電話：048-928-6421</p>

※ その他の勤務条件等は、草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

※ 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります。